



# 特許&技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2024-07

#### ハイライト:

二次電池の特許審査、専担組織の発足により「より速く、より正確に」	ı
醴泉醸造、「ヨンタクマッコリ」の名前は使えない	2
サムスンの元役員が提起した特許訴訟…米裁判所はサムスンに軍配	3
「SOOP」という社名、使えないのか…アフリカTVのグローバル事業に「危機」	4
自然災害予防、知能型モノのインターネット(AloT)技術で韓国がリード	5



二次電池の特許審査、専担組織の発足 により「より速く、より正確に」

二次電池の特許審査専担組織が新たに発足した。

特許庁は6月13日、二次電池関連技術の迅速かつ正確な審査のため、二課を新設、一課を再編し、合わせて三課の二次電池専担審査組織を発足させた。

先に施行した二次電池特許優先審査 (2024.2.19)、民間の専門家による審査官の採用 (2024.5.29) 及び今回の専担審査組織の発足 (2024.6.13)により、二次電池分野における特許審査のサポート体系が整い、迅速な技術保護支援のため速度を上げている。

#### -二次電池素材審査課、二次電池設計審査チーム、 二次電池制御管理審査チームが本格的に発足

新たに発足した「二次電池素材審査課」、「二次電池設計審査チーム」及び「二次電池制御管理審査チーム」は、二次電池技術の生態系の全過程に合わせて審査の組織体系が整えられたと評価されている。審査を担当する三つの組織は、既存の二次電池分野の審査官45名に加え、民間から採用された審査官38名を投入して計83名で構成されている。既存の人材と新規人材を三つの専担審査組織に配属し、審査効率と審査品質のいずれをも高めていく計画だ。

今回の組織改編を通じて二次電池の専担審査 組織陣営を整えたことで、迅速な権利化が可能と なり、二次電池関連技術の保護を安定的に行えるものと期待できる。

#### -二次電池分野の特許は5年で年平均13%増加、産業 界は二次電池の超格差への支援を要請

二次電池技術は、カーボンニュートラル時代の電気自動車の動力であると共に、次世代産業の発展を 牽引する中核キーに挙げられる。半導体と共に世界 経済の重要資産としても評価されている。

最近、主要国家間の技術競争は激しくなっている 状況であり、二次電池関連技術の特許出願件数\*は5 年間(2019年~2023年)で年平均13%ずつ急増してい る。特許権の適期確保を通じて技術格差を拡大する ため、迅速な審査サービスに対する企業の要求も高 まっている。

\*2019年:8,777→ 2020年:9,451→ 2021年:10,899 → 2022年:12,697→ 2023年:14,396(件)

特許庁は、半導体の特許審査支援パッケージで成果を得たことにより、二次電池の技術分野にも特許審査支援パッケージを拡大した。今後、他の先端技術分野でもこのような支援を拡大していく計画だ。

特許庁の企画調整官は、「二次電池分野の優先審査制度の施行及び民間専門家の審査官採用に続き専担審査組織の新設に至るまで、二次電池技術分野の権利確保支援による特許庁の多様な努力が具体化されてきた」とし、「今後も関係部署と協議しながら、バイオや人工知能など、未来戦略技術の確保を支援できるよう、引続き努力していく」と語った。



醴泉醸造、「ヨンタクマッコリ」の 名前は使えない

トロット(韓国演歌)歌手のヨンタク(本名パク・ヨンタク)が、醴泉醸造(株)との商標権紛争で最終的に勝訴した。醴泉醸造は、これ以上「ヨンタクマッ

コリ」の名前が使えなくなった。

大法院は、6月11日、ヨンタクが醴泉醸造の管理人を相手とした商品表示の使用差止め等の請求訴訟における上告審(2024DA228920)で醴泉醸造の管理人の上告を棄却、「被告は『ヨンタク』という表示がされたマッコリ製品を生産、譲渡、貸与、及び輸入等してはならず、『ヨンタク』の表示をマッコリ製品の包装や宣伝広告物に表示してはならない」と判決した原審を確定した。

醴泉醸造は、「ヨンタク(영탁)」というマッコリの商標を出願し、2020年4月にヨンタク及びヨンタクの専属マネジメント会社と、「ヨンタクマッコリ」の広告及び広報にヨンタクが出演する内容のモデル契約を結んだ。醴泉醸造は、同年5月から「ヨンタクマッコリ」を販売してきた。

しかし、醴泉醸造は約2ヶ月後の2020年7月、特許庁から「広く知られている芸能人の芸名『ヨンタク』と同一であるため商標登録を受けることができない」との理由で、出願商標は登録拒絶決定を受けた。その後、醴泉醸造は、ヨンタク側と出願商標の登録に関する承諾及びマッコリ販売による収益の分配等に関して協議したが、2021年6月に決裂している。ヨンタクは、「醴泉醸造とのモデル契約が終わり『ヨンタク』を使う何の権限もないまま、醴泉醸造はマッコリ製品に『ヨンタク』の表示を使用し続けて広告した」とし、商標使用差止め等を請求する訴訟を起こした。醴泉醸造は、訴訟中の2023年2月に再生のための手続きが開始されたため、醴泉醸造の管理人が訴訟を引き継いだ。

1審の裁判部は、「醴泉醸造の行為は、不正競争防止法2条1号(NA)目の不正競争行為に該当する」としてヨンタクに軍配を上げた。

1審の裁判部は、「原告が芸名として使用する『ヨンタク』の表示は、2020年頃、原告の放送・公演など歌手活動に関する営業表示として韓国内で広く知られ、かかる周知性は弁論終結日まで維持されていると見るのが妥当」と指摘し、「被告が『ヨンタク』の表示をマッコリ製品及びその宣伝広告物などに使うことで、一般需要者や取引者が原告と被告の間に密接な関係があると混同させたと見るのが妥当」

と明らかにした。

また、「芸能人の名前や写真等を商品及び広告等に使うためには、芸能人又は所属事務所から許可を受けたり一定の対価を支払うのが、エンターテインメント産業における商取引上の慣行である(大法院2020年3月26日付2019MA6525決定など参照)。実際に、被告は原告とモデル契約を締結して原告に一定の対価を支払った後、1年以上原告及び「ヨンタク」の表示を広告に利用してマッコリの製造・販売を行ってきた」と指摘し、「かかる状況において、被告が『ヨンタク』の表示をマッコリ製品に使用し続けた場合、一般の需要者や取引者は、被告が『ヨンタク』の表示使用に関して原告から許可され、それに対する対価を支払う等の特定の営業上又は契約上の関係が存在しているものと誤認し得る」とした。

これに対し、醴泉醸造側は控訴したが、控訴審の裁判部も「1審判決は正当」として控訴を棄却した。

控訴審の裁判部は、「たとえ被告の主張のように被告が2019年12月頃、自ら『ヨンタク』の表示を考案して使用することに決めていたとしても、かかる事情のみで被告が『ヨンタク』の表示を韓国内で広く認識される前から不正な目的なく使い続けていた、と認めるのは困難」とした。

大法院も、「上告人が提出した上告状に上告理由の 記載がなく、また法定期間内に上告理由書を提出し なかった」として上告を棄却した。





広告モデルとして活動した当時のヨンタク及び「ヨンタク マッコリ」の広告イメージ







#### サムスンの元役員が提起した特許訴訟 …米裁判所はサムスンに軍配

サムスン電子で特許業務を管理していた元役員が、サムスンを相手に米国で提起した特許侵害訴訟で、米国裁判所はサムスン電子に軍配を上げた。

サムスン電子によると、最近、米テキサス東部地裁は、特許エージェント会社の「シナジーIP」と特許権者の「テキヤLLC」がサムスン電子を相手取って起こした無線イヤホン及び音声認識関連の特許侵害訴訟に対し、棄却判決を下した。シナジーIPは、サムスン電子で10年間特許を担当したアン・スンホ元副社長が設立した会社だ。裁判所は、アン氏が不法でサムスンの機密資料を盗用して特許訴訟を提起したと判断した。

アン氏はエンジニア出身の米弁護士であり、2010年からIPセンター長を務め、アップルとの特許訴訟などを担当した。2019年にサムスン電子を退職した後、「シナジーIP」という特許専門会社を立ち上げた。そして、テキヤという音響機器メーカーが保有しているオーディオ録音装置など特許10件余りを、サムスンが盗用して無線イヤホンに無断で活用したとして、2021年にサムスンを相手に米国で訴訟を起こした。サムスン電子も翌年2月、シナジーIPとテキヤを相手取って訴訟を起こしたが、裁判の過程で、アン氏が中国系の知財専門会社とサムスン関連の情報を共有し、訴訟費用も支援されていた事実が明らかになったと伝えた。

米裁判所は判決文で、「元副社長のアン氏が、サムスンの内部機密を活用して訴訟を提起したことは、弁護士としての誠実義務に反するもの」とし、「サムスン電子に在職当時、会社の支援で弁護士資格を取得したにもかかわらず訴訟を起こした事は、法治主義に反する不誠実で欺瞞的な行為」とした。

裁判所はまた、不法行為の深刻性を考慮して再訴訟 は不可能と明示した。

## 「SOOP」という社名、使えないのか… アフリカTVのグローバル事業に「危機」

アフリカTV(ライブストリーミングサービス)が社名変更した「SOOP(韓国語で森の意)」の標章が、「マネジメントSOOP」と類似しているとの物議が醸しだされ、危機感が漂っている。既に海外プラットフォームに「SOOP」を公開し、株式種目名の変更上場まで終えた状況であり、グローバル事業等に支障をきたすのではとの憂慮が生じている。

カカオエンターテインメント傘下の芸能プロダクション「マネジメントSOOP」は、最近、アフリカTVを運営する「SOOP」を相手に、商標権等の侵害差止め仮処分の申立てを行った。同プロダクションには、コン・ユ、コン・ヒョジン、チョン・ユミなどの俳優が所属している。

マネジメントSOOPは、声明文で「2011年4月19日の 設立から『SOOPエンターテインメント』という商号を 使用しており、『(株)SOOPエンターテインメント』、 『マネジメントSOOP』、『SOOP』の標章の商標権を保 有している」とし、「アフリカTVが変更した商号は、 商標・商号権を侵害し関連の法律でも禁止されてい る行為」と指摘した。

アフリカTVが「SOOP」の商標権を初めに出願した時期は、2023年6月5日だ。今年3月18日には、青色の標章を追加で出願した。両標章とも現在審査中にある。通常、商標権承認までは出願後1年前後の期間を要する。アフリカTVが出願した商品分類コードは「9」、「35」、「36」、「42」等だ。マネジメントSOOPの商品分類コードは「35」だ。通常、分類コードが異なれば、標章が似ていても商標権は認められる。但し、これを悪用する事例も多いため、特許庁では「類似群コード」を設けている。

誠信女子大学法学部のイ·ジェフン教授は、「分類 コードは異なっていても同じ内容が存在することを 防止するため、特許庁は類似群コードを設けてこれ が同じであれば使用できないようにしている」とし、「マネジメントSOOPが、幾つもの部分(類似群コード等)で仮処分の申立てをしているため、アフリカTVの商標権出願が認められるのは、原則的に容易ではないだろう」と語った。

但し、様々な要因もあるため法院の判決を見守らなければならない、と説明を加えた。イ教授は、「これまで、マネジメントSOOPが標章を積極的に活用して商品を販売したり、表示に活用して名声や識別力があるという証拠が必要だが、これが不足していればアフリカTVが有利となる可能性もある」と述べた。

アフリカTVは、今年3月に社名を「(株) S00P」に変更した後、4月に株式種目名の変更上場を完了した。6月5日にはグローバルプラットフォーム「S00P」のベータ版も出している。第3四半期には、韓国のプラットフォーム名も「S00P」に変更し、グローバルプラットフォームと区分して新たなBI(ブランドイメージ)も公開する計画だ。

原則的には、「マネジメントSOOP」が有利な状況であるだけに、法院が仮処分申立てでマネジメントSOOPに軍配を上げれば、アフリカTVはグローバル事業などに支障をきたす恐れがある。法院が認容決定を下せば、SOOPは本願判決まで「SOOP」をはじめとする関連の標章を使用できない。業界の関係者は、「アフリカTVがグローバルプラットフォームSOOPを既にローンチングし、国内のプラットフォームへの転換も急速に進めている中で、このような結果は会社に相当な被害を与え得る」とし、「法院の認容決定が出たら、再び社名を変えなければならないなど最悪のシナリオともなり得る」と語った。これに対してSOOP側は、「まだ仮処分申立書が送達されてないため、申立書を検討した後に対応する計画」としている。



SOOP(元アフリカTV)の標章

マネジメントSOOPの標章



自然災害予防、知能型モノのインター ネット(AIoT)技術で韓国がリード

-世界のAIoT基盤による自然災害予防の特許出願、10年間に年平均19.5%増加

-世界の出願の約半分占め…サムスン電子、LG電子が それぞれ1、2位

気候変化に伴い自然災害が急増する中、最新技術のIoT及びAIの融合により災害を予防する技術が注目されている。

#### <AIoT基盤の災害予防特許出願、10年間に年平均 19.5%増加>

特許庁がIP5(日、米、韓、中、EU)に出願された世界のAIoT基盤による災害予防特許を分析した結果、IoTとAI技術を結合したAIoT\*を活用して洪水などの災害を予防する技術の出願が、過去10年(2012~2021年)に年平均19.5%増加したことが分かった。

\*AIoT基盤の自然災害予防技術:衛星データ、気象データ、IoTセンサデータ等のビッグデータを収集し、AI学習を通じて被害状況を予測して、位置情報基盤の避難経路を提供する技術

#### <国籍別出願動向:韓国出願人の特許出願件数が トップ(48.5%)>

合計1598件のうち、韓国籍の出願が48.5%(775件)でトップを占め、米国(18.1%、290件)、日本(14.4%、230件)、中国(10.3%、164件)がその後に続く。特に、韓国は出願件数2位の米国よりも2.7倍多く出願しており、当分の間、AIoT基盤の災害予防技術分野で優位が続く見通しだ。

# <類型別出願動向:地質災害分野の出願件数1位、風水害分野の年平均増加率1位>

災害類型\*別に見ると、地質災害分野の出願が

51.4%で最も多く、風水害分野(23.9%)、気象災害分野(17.0%)、海洋災害分野(7.7%)の順だった。出願増加率は、風水害分野が最も高いこと(年平均28.9%)が分かったが、これは最近、世界的に洪水等の風水害が急増しており、関連の予防技術に対する要求が増えたものと見られる。

\*自然災害の類型:風水害(台風、洪水、強風等)、気象災害(干ばつ、猛暑、寒波、オゾン等)、地質災害(山崩れ、地震、地盤沈下等)、海洋災害(赤潮、地震:津波、風浪、海岸侵食等)<出典:災害安全R&D情報ポータル>

#### 〈主な多出願人:サムスン電子、LG電子が多出願1、2 位〉

多出願人を見ると、サムスン電子(36件)、LG電子(35件)が並んで1位、2位で、3位にはスカイモーション(32件)、4位クアルコム(29件)、そして5位にインターデジタル(26件)が続く。韓国が、世界で初めて移動通信網を通じた災難ショートメッセージサービスを提供し、その後各国の通信関連会社も、災難警報技術の出願を活発に行っているものと分析される。

特許庁は、「異常気象による自然災害が増える中、AIoT基盤の自然災害予防技術の発展は、自然災害による被害を減らす上で貢献できると予想される」とし、「特許庁は、国民の生命や財産を守る技術の価値を上げて広く活用されるよう、ハイレベルの審査のみならず統計資料等も適時に提供していく」と語った。



# 着ると汗から「ブドウ糖の数値」を 感知するウェアラブルシステム

服のように着たり、時計のように装着すれば、汗からブドウ糖の数値を診断できる技術が開発された。 次世代ウェアラブルシステムに有効に活用されることが期待される。 KAISTは、機械工学科のパク・インギュ教授と韓国機械研究院/ナノ工程装備研究室のチョン・ジュンホ研究員の共同研究チームが、電気放射繊維に金属及び金属酸化物基盤のナノ構造体を転写する技術を開発したと発表した。

科学者達は、100nm以下の大きさで物性を自由に変化させることのできるナノ構造体を、繊維に転写してウェアラブルを作る試みを行っている。しかし、繊維の屈曲した形状とナノ構造体の低い表面接着力で機能性繊維を製作するには、限界があるのが現状だ。

研究チームは、マイクロスケールの曲面形態である電気放射繊維の上で、金属:金属酸化物ナノ構造体の転写が安定する工程を開発した。ナノ円形、マイクロ円形、ナノ四角形、ナノ網、ナノライン、ナノ十字架のような多様なナノ構造体を繊維に転写できる方法だ。

金、銀、アルミニウム、ニッケル等の金属材料から

二酸化チタン、二酸化ケイ素のような金属酸化物まで、多様な材料のナノ構造体の転写が行える。

研究チームは、まず、熱成形が可能な熱可塑性高分子を選定し、伸縮性のある繊維を製作した。その後、酸素プラズマを処理してナノ構造体支持高分子のエッチング及び表面改質で化学的結合を増進させた。

着用が可能な電気放射繊維の上にナノ構造体を結合させ、多様な機能性衣服の考案及びウェアラブルシステム領域を拡張する可能性をひらいたものだ。例えば、ウェアラブルヘルスケアに繋げれば、汗の微細なブドウ糖数値を診断することができる。

パク教授は、「今回開発された転写工程は、繊維状ナノ構造体の適用上の限界、汎用性の低さ及び大量生産の困難等を解決できることが期待される」とし、「今後、ウェアラブルヘルスケアの応用を含んだ多様なウェアラブルシステムに拡張でき、ウェアラブルナノ技術の先導国になるための土台となるだろう」と語った。今回の研究は、国際学術誌「Advanced Functional Materials」オンライン版(4月号)に掲載されている。

ナノ構造体が転写された電気放射繊維は、ウェアラブル ヘルスケアセンサーや殺菌マスク等の開発に応用できる↓



## 韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、 インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

#### 河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel: +82-2-548-1609

Fax: +82-2-548-9555, 511-3405 E-mail: haandha@haandha.co.kr Website: http://haandha.co.kr

#### SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel: +82-2-3443-8434 Fax: +82-2-3443-8436 E-mail: st@stpat.co.kr